平成２１年（フ）第４２９５号
東京都新宿区新宿２丁目15番24号
破産者　株式会社オートリカバリーテクノロジー
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５２５号
神奈川県川崎市幸区戸手本町１丁目75番地
破産者　有限会社ハナブサ
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５２６号
東京都八王子市別所２丁目41―２―１―514
破産者　望月　英雄
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５２７号
東京都八王子市別所２丁目41―２―１―514
破産者　望月　廣子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６３２号
東京都台東区元浅草２丁目６番４号
破産者　株式会社リード・ワン
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６３３号
埼玉県川越市新宿町３丁目20―６―511
破産者　鈴木　准一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６６４号
三重県いなべ市大安町大井田2263―215、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目10―10
破産者　今村　大地
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６６５号
埼玉県蓮田市大字黒浜1062―10
破産者　中野　博之
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６６７号
長野県安曇野市豊科5290―４―Ｂ―102、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科4941―15
破産者　伊藤　彰仁
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６７２号
宮城県加美郡加美町字中嶋大下一番１
破産者　早坂　益慶
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６７３号
京都府京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町570―17―204
破産者　徳原　光祐
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６７４号
宮城県東松島市矢本字上河戸94―１
破産者　小松　宏美（旧姓古瀬）
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７３５号
東京都八王子市暁町１丁目９―14―109
破産者　福本　　学
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６０号
東京都杉並区梅里１丁目１番44号
破産者　株式会社ディー・スピード・インターナショナル
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６１号
東京都大田区田園調布本町40―12―208
破産者　松原　英一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６６号
東京都狛江市西野川４丁目４番１号102
破産者　有限会社オカノヤ狛江
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６７号
東京都狛江市西野川４丁目４―１―102
破産者　築山　敏明
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６８号
東京都足立区六木３丁目10番17号
破産者　有限会社坂田電気工業
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７６９号
東京都足立区中川４丁目10―６―106
破産者　坂田　隆雄
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７７０号
東京都足立区中川４丁目10―６―106
破産者　坂田　美子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８１２号
三重県四日市市垂坂町884―29
破産者　水谷　友士
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８５３号
東京都港区赤坂１丁目12番32号
破産者　エドワードW．ケリー＆パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部